

関西国際空港一般車施設管理規程

(令和8年6月17日規程第65号)

(目的)

第1条 この規程は、関西エアポート株式会社（以下「会社」といいます。）が運営する関西国際空港第一ターミナル1階一般車送迎レーン（以下「一般車施設」といいます。）に関し必要な事項を定めることを目的とします。

2 一般車施設の利用者（以下「利用者」といいます。）は、この規程を承認のうえ一般車施設を利用するものとします。

(一般車施設の名称等)

第2条 一般車施設の名称、一般車施設管理者の名称及び主たる事務所の所在地等は、**別表第1**に掲げるとおりとします。

(利用できる車両)

第3条 一般車施設を利用することができる車両は、**別表第2**に掲げる車両（積載物及び取付物を含みます。以下同じ。）とします。

(営業時間)

第4条 一般車施設の営業時間は、24時間とします。

2 前項の規定にかかわらず、会社は営業時間を変更することがあります。

(営業の休止等)

第5条 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、一般車施設の全部又は一部について、営業の休止、車路の通行止め、駐停車位置の変更又は駐停車中の車両に対する退避の要請を行うことがあります。

- (1) 災害又は事故により一般車施設の施設若しくは器物が損壊し、又は損壊するおそれがあるとき。
- (2) 保安上営業の継続が適当でないとき。
- (3) 工事、清掃等を行うため必要があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、一般車施設の管理上特に必要があるとき。

(一般車施設の出入)

第6条 利用者は送迎レーン入口においてゲートバーに接触しないよう減速又は停止し、車両ナンバーの識別を受けて入場してください。なお、車両ナンバーの識別を行うことができない場合には、会社が発行する利用券の交付を受けた上で入場してください。

- 2 利用者は、会社が指示し、又は誘導する位置に駐停車して下さい。
- 3 利用者は、一般車施設出口において車両ナンバーの識別を受け又は利用券を提出し、所定の利用料金をお支払い下さい。この場合において、会社は利用者に領収書を交付するものとします。
- 4 前項の規定にかかわらず、別に定める方法により利用料金を支払った利用者に対しては、会社は、利用料金の徴収及び領収書の交付を省略するものとします。
- 5 利用者は、会社が利用券の提示を求めたときは、これに応じて下さい。

(出場申請)

第7条 利用者は、利用券を紛失し、又は滅失したときは、出場申請書(第2号様式)を提出して、会社の出場承認を得なければなりません。この場合、会社が確認した入場時刻から出場時刻までの時間を利用時間とみなします。

- 2 利用者の責めに帰すべき事由により、利用者以外の者が利用者の代理で出場申請しようとする場合、会社が別に定める様式を提出して、会社の出場承認を得なければなりません。この場合、会社が確認した入場時刻から出場時刻までの時間を利用時間とみなします。

(一般車施設の通行)

第8条 一般車施設において車両を運転する者は、次の各号に掲げる事項を遵守して下さい。

- (1)速度は、毎時10キロメートルを超えないこと。
- (2)追越しをしないこと。
- (3)警笛をみだりに使用しないで静かに運転すること。
- (4)駐停車位置を離れる車両の通行を優先させること。
- (5)標識、標示その他会社の指示に従うこと。
- (6)その他道路交通関係法令に定める道路交通に準じて通行すること。

(禁止行為)

第9条 一般車施設において、利用者は次の各号に掲げる行為をしないで下さい。

- (1)一般車施設を人の乗降車又は荷物の積み卸以外の目的で利用すること
- (2)駐停車位置において入出場時以外に原動機をみだりに作動させること。
- (3)駐停車位置以外の場所又は車路をみだりに使用すること。
- (4)車両に燃料を補給し、又は車両から燃料を抜き出すこと。
- (5)利用者以外の者が一般車施設に立ち入ること。
- (6)他の利用者の駐停車位置にみだりに立ち入ること。
- (7)所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用すること。
- (8)所定の容器以外に物を捨てること。

- (9) 一般車施設に駐停車させた車両内で宿泊すること。
- (10) 会社が承認した者を除き、営業行為の全部又は一部として、周辺施設からの送客、車両の回送等のために利用すること。
- (11) 物品の販売、陳列等又は文書の配布、掲示等を行うこと。
- (12) 募金、署名運動、宣伝、演説、放歌、説教、勧誘、飲酒、その他他の利用者の迷惑になる行為を行うこと。
- (13) 一般車施設の施設、器物又は車両を滅失し、き損し、又は汚損するおそれのある行為をすること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、会社の業務又は他の利用者の利用の妨げとなる行為をすること。

2 利用者は、一般車施設を利用するに際し、次の各号に掲げる事項を誓約するものとします。

- (1) 私は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」といいます。）に該当しません。
- (2) 私は、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に危害を加える目的をもって、反社会的勢力等を利用していません。
- (3) 私は、いかなる名義をもってするかを問わず、反社会的勢力等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えていません。
- (4) 私は、反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有していません。
- (5) 私は、自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計又は威力を用いて会社の信用を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為やこれらに準じる行為をしません。

(退去等)

第10条 会社は、前条の規定に違反した者及び次条各号に該当する車両に対し、一般車施設からの退去等の措置を講ずることがあります。

(利用拒否)

第11条 会社は、一般車施設が満車である場合において利用を拒否するほか、利用しようとする車両が次の各号の一に該当するときは、利用を拒否するものとします。

- (1) 爆発物その他の危険物を積載し、又は取り付けているとき。
- (2) 著しい騒音若しくは臭気を発し、又は多量の排気ガス等を出すとき。
- (3) 非衛生的な物を積載し、取り付け、又は液汁を出し、若しくは物をこぼすとき。
- (4) 運転者が酒気を帯び、又は無謀な運転をするおそれがあるとき。
- (5) 隔離を要すると認められる伝染病患者が乗車しているとき。
- (6) 第9条の規定に違反したとき。

(7)その他一般車施設の管理上特に支障があるとき。

(出場拒否)

第 12 条 会社は、出庫しようとする車両が次の各号の一に該当するときは次の各号のいずれかに該当する場合は、出場を拒否することができるものとします。

- (1)利用者が正当な理由なく利用券を返納しないとき。
- (2)利用者が出場時に所定の額の利用料金を納付しないとき。
- (3)第 7 条第 2 項に規定する出場申請を行わないとき。
- (4)次条に規定する措置をとるため必要があるとき。

(事故の届出、応急措置)

第 13 条 利用者は、次の各号に掲げる場合は、直ちに、会社に届け出て下さい。

- (1)一般車施設において交通事故を起こしたとき。
- (2)一般車施設の施設、器物又は車両を滅失し、き損し、又は汚損したとき。
- (3)車両に異常を発見したとき。
- (4)一般車施設において交通事故、火災又は犯罪行為を発見したとき。

2 会社は、前項の届出があったとき又は前項各号に掲げる事実を発見したときは、速やかに必要な措置をとるものとします。

3 利用者は、前項の規定により会社のとる措置に協力するものとします。

(利用時間)

第 14 条 利用者は、送迎終了後、速やかに出場するように努めて下さい。

2 会社が別に定める様式により事前の届出があった場合を除き、同一車両による連続利用が 24 時間を超えてはなりません。

(利用料金)

第 15 条 利用料金は、車両 1 台につき別表第 3 に定める額を上限として、その範囲内で会社が別に定めるものとします。

- 2 会社が定める利用料金および改定内容は、会社のホームページに掲載します。
- 3 会社は、特に必要と認める場合には、利用料金を減額又は免除することができます。

(利用料金の徴収猶予)

第 16 条 会社は、利用者にやむを得ない事情があると認めるときは、第 6 条第 3 項の規定にかかわらず、利用料金の徴収を猶予して出場させるものとします。

(不正利用に対する割増利用料金)

第 17 条 会社は、利用者が不正な方法により利用料金の全部又は一部の支払いを免れたと

きは、利用料金及び免れた金額の2倍に相当する割増料金を徴収します。また、刑法（明治40年法律第45号）その他の法令に違反していると認められる場合は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第230条の規定により告訴する場合があります。

（引取りの請求）

第18条 利用者が予め会社へ届出を行うことなく、一般車施設において送迎以外の目的で車両を駐停車している場合、又は24時間を超えて車両を駐車している場合、会社はこれらの利用者に対して通知又は一般車施設における掲示の方法により、会社が指定する日までに当該車両を引き取ることを請求することができるものとします。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み、若しくは引取ることができないとき又は会社の過失なくして利用者を確認することができないときは、会社は、車両の所有者等（自動車検査証等に記載された所有者及び使用者をいいます。以下同じ。）に対して通知又は一般車施設における掲示の方法により会社が指定する日までに車両を引取ることができ、これを引き渡すことができるものとします。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、会社に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとします。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、会社が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができるものとします。

4 会社は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、会社の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとします。

（車両の調査）

第19条 会社は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができるものとします。

（車両の移動）

第20条 会社は、第18条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は一般車施設において掲示して、車両を他の場所に移動することができるものとします。

（車両の処分）

第21条 会社は、利用者及び所有者等（以下、本条において「利用者等」といいます。）が車両を引取ることが拒み、若しくは引取ることができず、又は会社の過失なくして利用者等を確認することができない場合であって、利用者等に対して通知又は一般車施設における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期間内に引取りがなされないときは、催告をした日から90日を経過した後、利用者等に通

知し、又は一般車施設において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者等に通知し、又は一般車施設において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。

2 会社は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者等に対し通知し又は一般車施設において掲示することとします。

3 会社は、第1項の規定により車両を処分した場合は、利用料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者等に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者等に返還するものとします。

（保管責任）

第22条 会社は、利用者が第6条に規定する方法で入場してから出場するまで、車両の保管責任を負うものとします。ただし、会社が個別に許可した車両については、一般車施設入口において別に定める方法により入場したときから出庫するときまで、車両の保管責任を負うものとします。

（会社の損害賠償責任）

第23条 会社は、車両保管にあたり、故意又は過失がある場合に限り、車両の滅失又は損傷について、損害賠償の責を負うものとします。

（車両の積載物又は取付物に関する免責）

第24条 会社は、一般車施設に駐停車する車両内に残置された貴重品その他積載物又は取付物に関する盗難、紛失その他損害については、賠償の責を負わないものとします。

（免責事由）

第25条 会社は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、第23条に定める場合を除き、賠償の責を負いません。

(1)自然災害その他不可抗力による事故

(2)当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故

(3)会社の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他一般車施設内における事故

(4)第三者による行為（窃盗、破損行為を含みます。）

(5)第5条の規定による営業休止等の措置

(6)第13条第2項の規定による措置

(出場による責任の消滅)

第 26 条 会社の損害賠償の責任は、利用者が損害賠償の請求を留保しないで車両を出場したときは、消滅するものとします。

(利用者の損害賠償責任)

第 27 条 利用者は、この規程に違反した場合又は故意若しくは過失により一般車施設の施設若しくは器物を滅失、き損若しくは汚損した場合は、それにより会社が被った被害(その結果一般車施設の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含みます。)を賠償しなければなりません。

2 利用者は、一般車施設内での接触その他の事故により、他の駐停車中の車両に損害を与えたときは、各当事者間で責任をもって解決しなければなりません。

(附帯業務)

第 28 条 一般車施設において物品の販売及び飲食物の提供に係る業務を行おうとする者は、会社の承認を得なければなりません。

(実施に関し必要な事項)

第 29 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めます。

2 利用者は、この規程に定めるところによるほか会社が掲出する看板等に記載する注意事項を遵守して下さい。

(裁判管轄)

第 30 条 この規程に関する争いは、大阪地方裁判所又は会社の所在地を管轄する簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

附 則

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から施行します。

別表第 1（第 2 条関連）

一般車施設の名称	関西国際空港第一ターミナル 1 階一般車送迎レーン
一般車施設管理者の名称	関西エアポート株式会社
一般車施設管理者の主たる事務所の所在地	大阪府泉佐野市泉州空港北一番地
代表者の氏名	代表取締役社長 山谷 佳之

別表第 2（第 3 条関連）

車両の種類	制限基準
普通自動車	積載物又は取付物を含めて 幅 2.2m 以内、高さ 2.3m 以内、長さ 6.0m 以内
会社が個別に許可した車両	個別に定める
作業用として利用を許可した車両	個別に定める ※作業届書（第 1 号様式）を提出した車両

※普通自動車とは、道路交通法第 3 条に規定する自動車とします。

別表第 3（第 15 条関連）

施設の名称	利用料金 (税込、上限額)
関西国際空港第一ターミナル 1 階 一般車送迎レーン	300 円/5 分 但し利用開始から 10 分までは免除

※利用料金の免除は、24 時間につき 2 回までとし、3 回目以降の利用には利用料金の免除はありません。

年 月 日

関西エアポート株式会社

代表取締役社長 殿

出場申請書

住 所	
氏 名	
電 話 番 号	
勤 務 先	
勤務先電話番号	

私は、利用券を紛失しましたので、下記車両の出庫について一切の責任をもち、貴社にはご迷惑をおかけしませんので、出場させてくださるようお願いいたします。

記

車種		車検番号	
車両番号		免許証番号	

当社使用欄

入場時刻		出場時刻	
駐車料金	円		
申請理由			